

「臨時福祉給付金」(経済対策分)のご案内

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の少ない方への負担の緩和と一億総活躍社会の実現に向けた賃金上げの恩恵が及びにくい所得の少ない方に暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」(経済対策分)を支給します。

この給付金を受け取るには、平成28年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。対象となる方は、**申請期間内に申請**していただくようお願いします。

なお、受付開始から**2週間程度は、窓口が大変混雑**します。受付に時間がかかる恐れがございますが、御了承ください。

1 支給要件

■支給対象者

- 臨時福祉給付金
平成28年度分の住民税が課税されない方
(住民税において課税者の扶養親族になっている方や生活保護受給者は除きます。)

2 支給額

■支給額 (対象者1人につき) **15,000円**

3 申請方法

- 申請先：阿南市役所福祉課「臨時福祉給付金」窓口
場所：市役所本庁舎1階(多目的スペース)
対象となる方は、申請期間内に申請していただくようお願いします。
- 申請方法：申請書に必要書類を添えて郵送もしくは窓口へ提出してください。
※支所、住民センターでの申請は受付ておりませんのでご注意ください。
郵送による申請先 〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12-3
阿南市役所福祉課「臨時福祉給付金」あて
- 申請期間：平成29年5月8日(月)～平成29年8月8日(火)
(土・日・祝日は除きます)
- 提出書類：○申請書 申請書は、4月下旬以降に対象と思われる方に郵送いたしますが、申請書が送られてきた方でも、扶養状況等の確認の結果、支給対象とならない場合があります。
また、申請書が届かない方でも、給付要件に該当する場合がありますので、お問い合わせください。
○本人確認書類 保険証、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券等の写し
○指定した口座が確認できる書類 金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

4 給付金の受取方法

申請書に記載した**指定口座に入金**されます。

※金融機関を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。
※指定口座への入金、6月以降になります。(振込日については、決定後、通知する予定です。)

5 ご注意

- 原則として、**申請期間外の申請**や平成28年1月1日時点で阿南市に**住民票がない方の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります**。
申請先が阿南市以外となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

6 その他

臨時福祉給付金に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申し出について

臨時福祉給付金の受給について、配偶者からの暴力を理由に阿南市内へ避難している方で、事情により、平成28年1月1日時点で阿南市に住民票を移すことができていない方は、申し出いただくことにより、阿南市に支給の申請を行うことができます。

なお、申し出いただいた旨の連絡が、住民登録が行われている市町村に届いた時点で、すでに配偶者に対して給付金の支給決定がなされている場合は、申し出を行った方への支給はできなくなりますので、至急、担当窓口(市福祉課：0884-22-1592)までお問い合わせください。

詳しくは、下記窓口にお尋ねください。

申請方法に関するお問い合わせ

阿南市福祉課「臨時福祉給付金」窓口
電話：0884(22)1592

制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル
0570(037)192
みな いいきゅうふ

「臨時福祉給付金」の
『振り込め詐欺』や
『個人情報の詐取』に
ご注意ください。

ご自宅や職場などに市職員や厚生労働省職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

